1-2 生活衛生課関係業務

1-2-1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、平成 29 年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき施設の監視指導を行うとともに、衛生講習会を実施して食品衛生の向上及び知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

(1)-1 営業許可施設数及び行政処分件数

	営業	許可	件数	廃業	監視		処	分件	数		注意又	は勧告
区分	営業施設数	新	継	廃業施設	監視指導件	営業禁-	営業停-	改善	物品	そ	文	П
業種・年度計	数	規	続	数	数	米禁止	※停止	改善命令	廃棄	の他	書	頭
食堂・レストラン等	452	65	18	32	245						143	102
飲食は出・弁当	142	19	7	17	66						53	13
食 店 営 業 の 他	62	15	1	6	35						32	3
営 そ の 他	789	104	61	88	385		1				227	158
品	319	34	31	37	200						2	198
菓 子 製 造 業	311	47	23	40	177						130	47
乳 処 理 業	2											
乳 製 品 製 造 業	1				1							1
魚 介 類 販 売 業	343	40	22	33	185						120	65
魚介類せり売り営業	11	2	_	1	4						2	2
魚肉ねり製品製造業	12	3		4	7						6	1
食品の冷凍又は冷蔵業	8	1		1	4						3	1
缶詰又は瓶詰食品製造業	29	5	1	1	16						12	4
喫 茶 店 営 業	123	12	2	5	24						22	2
あん類製造業	4				5						5	
アイスクリーム類製造業	84	8	5	7	64					1	33	31
乳 類 販 売 業	321	44	19	34	130						103	27
食 肉 処 理 業	7			1	5						4	1
食 肉 販 売 業	236	37	25	28	145						110	35
食肉製品製造業	3	1			3						2	1
食 用 油 脂 製 造 業	1											
みそ製造業	37	5	2	5	13						12	1
醤油 製造業	3				1							1
ソース類製造業	15		2	2	8						8	
酒 類 製 造 業	4		1		2						2	
豆 腐 製 造 業	19	3	2	5	11						9	2
納 豆 製 造 業	9	2		1	4						4	
めん類製造業	10				11						5	6
そうざい製造業	207	36	13	13	101						89	12
添加物製造業	1				1							1
清涼飲料水製造業	25	4	1	3	17						8	9
水 雪 製 造 業	13	2	1	1	3						3	
氷 雪 販 売 業				1								
29	3, 603		237	366	1,873	-	1			1	1, 149	724
28	3, 732	267	381	312	1, 925	_	1				1, 289	636
27	3, 777	188	247	213	1,865						1, 203	662

(1)-2 市町別営業許可施設数

	五	つ	鰺	深	鶴	中	そ	
市町名	所	が	ケ					
光 任 左连引	川原	る	沢	浦	田	泊	\mathcal{O}	計
業種·年度計	原 市	市	町	町	町	町	他	
飲食店営業	756	220	147	127	99	87	328	1, 764
菓 子 製 造 業	106	63	42	47	21	32	0	311
乳 処 理 業	1	0	1	0	0	0	0	2
乳製品製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
魚介類販売業	92	51	54	61	16	35	34	343
魚介類せり売り営業	2	0	1	6	0	2	0	11
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	12	0	0	0	12
食品の冷凍又は冷蔵業	0	2	0	3	1	2	0	8
缶詰又は瓶詰食品製造業	9	6	2	2	5	5	0	29
喫 茶 店 営 業	56	32	12	6	12	5	0	123
あん類製造業	4	0	0	0	0	0	0	4
アイスクリーム類製造業	32	16	7	13	9	7	0	84
乳 類 販 売 業	133	86	30	21	22	26	3	321
食 肉 処 理 業	1	3	2	0	1	0	0	7
食 肉 販 売 業	91	56	17	21	18	18	15	236
食肉製品製造業	2	1	0	0	0	0	0	3
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	0	0	1	0	1
みそ製造業	9	15	2	4	1	6	0	37
醤油 製造業	1	0	1	0	0	1	0	3
ソース類製造業	4	4	1	1	4	1	0	15
酒 類 製 造 業	0	1	1	1	1	0	0	4
豆 腐 製 造 業	6	7	0	1	1	4	0	19
納豆製造業	1	7	0	0	0	1	0	9
めん類製造業	7	1	0	0	2	0	0	10
そうざい製造業	38	39	32	68	4	26	0	207
添加物製造業	1	0	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	8	5	2	1	4	5	0	25
氷 雪 製 造 業	3	0	6	3	0	1	0	13
氷 雪 販 売 業	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1, 363	615	361	398	221	265	380	3, 603
28	1, 423	632	375	428	220	272	382	3, 732
27	1, 437	644	382	433	227	265	389	3, 777

注)臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

業	種	別	-	施	設	数	監視指導件数
	学		校			24	21
給食施設	病 院	• 診 潺	₹ 所			6	3
和及灺臤	事	業	所			3	2
	そ	の	他			137	58
乳さ	<	取	業			3	
食 品	製	造	業			208	29
野菜!	果物	販 売	業			168	68
そうさ	ざい	販 売	業			172	43
菓子(パ	ンを含	む)販売	も業			229	56
食品販売	5 業(」	:記以:	外)			286	99
添加物(法第 規格が定めら							
添加华	勿 の	販 売	業			80	20
氷 雪	採	取	業				
器具・容の 製造		まおもな よ 販 売				85	15
	計					1, 401	414

(3) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、平成29年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、東地方保健所及び環境保健センター等において検査を実施した。 又、夏期及び年末の一斉取締時期に食品を収去し、不良食品の発見に努めた。

			CONT	十不	<u> 末の一斉取締時期に食品を</u>							;し、	小,	尺尺	百日ワノ	アモケ	亡(しき	F (V)	/ć ₀				
	検	查項	検査	Eした	-		微生	上物学	丝的核	全查			理	里化学	学検3	查			放射	性物	質核	食査	
		年度	収±	长検 体	×数		良			不良			良			不良			良			不良	
検	体名		29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27	29	28	27
魚	魚介	類	4	3	3	2	2	2				2	1	1									
冷	無加熱	令凍食品		1			1																
凍		i加熱済	1		2	1		2															
食品	凍結前	未加熱	1	2		1	2																
ПП	生食用冷凍	鮮魚介類食品																					
焦	魚介類加	工品	6	11	8	2	2	2				4	4	5		1			4	1			
内	卵類及びそ	の加工品	6	6	7	3	2	3				5	6	6									
4	乳	品	1	1		1	1																
子	1類加	工品																					
7.	イスクリーム	類・氷菓	2	2	2	2	2	2	1														
榖	類及びその	の加工品	8	8	9	5	5	5				3	3	3						1			
野	菜類・果物	・加工品	27	28	34	5	5	5				21	20	22				1	3	7			
身	连 子	類	13	14	12	5	5	4				7	8	8				1	1				
清	青涼飲	料水	9	5	6	1						5	5	5				3		1			
濯	15 精 角	飲 料																					
力	<	雪																					
	水																						
缶	詰・ビン	詰食品	3	1														3	1				
7	の他の	食品	10	11	12	9	10	11				1							1	1			
化	/学合成	添加物																					
爭		類	2	2	2	1	1	1				2	2	2									
	具及び容																						
*	3 6																						
	計		93	95	97	38	38	37	1			50	49	52		1		8	10	11			

(4) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は8件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

	一大行 に ハ し て は、	JICI	<i>></i> L <		Α,	\sim HF	114)		<u> </u>	• •	<i></i>	1 H Z	, –	, ,	, _ 0			
		区分 不良		消	保	発 場	見 所		不」	曳 理	11 由			行呼	女措 🗄	置の:	状況	
		負		費	健	県	県	表		格準	カ	変	百旦	営	設	改	他の	そ
		品発		者の	所で			示	細	化	ビ・E	敗・	収·返	業	備	善	の保健所	
		生	:	の 届	で 発			違	,,,,	, _	異物	そ	- 品・	停	改	勧	に	0)
食品	名等·年度計	4 数	-	出出	見	内	外	反	菌	学	混入	の他	廃棄	止	善	告	移送	他
	菓 子 类	須	2	2		1	1	1			1		1					1
	乳及び乳製品																	
食	食肉及び食肉製品																	
IV.	魚介類及びその加工品	n iii	1	1		1		1										1
	清涼飲料力	水																
品	麺	領	2	2		2					2						1	
	そうざい及びその半製品																	
	その他の食品		3	1	2	3			1		2					1		
器	具及び容器包装	表																
	29		8	6	2	7	1	2	1		5		1			1	1	2
	28		4	3	1	3	1	1			3	1					2	2
	27		3	2	1	3					1	2						3

(5) 行政処分等の状況

平成29年度は、食中毒事件に係る営業停止処分は1件、不良食品に係る行政指導が1件あった。

	区分	違		違	反内	容				違反	条項				行項	女処ク	分等 内	勺容		告
		反件数	異	法定	規	表	そ	法	法	法	法	法	法	禁	停	廃	整	改	そ	
				外	格		\mathcal{O}	六	九	4	+	+	五上				備	善	\mathcal{O}	
		(実数)		添加	基		V	/\	76	1	_	九	<u></u>				改	勧	V	
年度		数	物	物	準	示	他	条	条	条	条	条	条	止	止	業	善	告	他	発
29		2			1		1	1			1				1			1		
28		1					1	1							1					
27																				

(6) 食中毒発生状況

平成29年度は、飲食店を原因とする黄色ブドウ球菌食中毒が1件発生した。

年度	発生年月日	発生場所	摂食 者数	患者 数	有症 者数	死者 数	原因食品	病因物質/ 血清型等	原因 施設	摂食 場所	発生要因
29	H29. 11. 8	五所川原市	不明	37	37		施設が提供し た弁当	黄色ブドウ球 菌/エンテロト キシンA型	飲食店	五所川原 市	前日調理等
	29	1 件	不明	37	37						
	28	1 件	不明	7	7						
	27	発生なし									

(7) 魚介類行商等の登録状況

平成29年度の「青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例」に基づく新規登録は1件、廃業は魚介類行商2件、アイスクリーム類行商2件であった。

区分	年度	29	28	27
魚介類行商	登 録 数		2	3
魚介類行商	従 業 員			
アイスクリーム類行商	登 録 数	9	10	10
	従 業 員	28	30	31

(8) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を延べ 17 回実施し、受講者数は 760 人であった。

区分	年度	29	28	27
食品衛生責任者	回数	4	4	4
及印料工具工石	受 講 者 数	313	301	306
その他	回 数	13	10	14
	受 講 者 数	447	287	536
計	回数	17	14	18
	受 講 者 数	760	588	842

1-2-2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆 浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務 を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1)-1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

		理	美	ク (T		旅		館		公	衆浴	湯	興行	亍場
	区分			ッ リ リ ル 次	ホ	旅	簡	下		-	そ		常	仮
		容	容	所 万 万 掲	テ		易 宿		計		0)	計		
許可等・	年度	所	所	所	ル	館	所	宿		般	他		設	設
<i>≥</i> r =7	29	2	11	0(0)			6		6					1
許 可 (確認)	28	4	6	2(2)			1		1	1		1	1	1
(平庄中心)	27	0	8	2(1)							1	1		1
	29	4	8	1(0)		4	1	1	6					1
廃 止	28	9	9	6(5)		1	11		12	1	1	2	1	1
	27	7	10	5(3)			1		1					1

(1)-2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

	_ 12 .7 .7	7 / 1 4/1 - 1	,	111 -12	<i>v</i> • • • •					
区分	理	美	ク (リ 取		旅	館		公衆	浴場	常
	容	容	次一次	ホ	旅	簡	下	_	そ	設興
	Ι	Ι	が ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	テ		易 宿			0)	行
年度	所	所	所	ル	館	所	宿	般	他	場
29	71	121	29 (22)	3	23	13		25	6	2
28	81	111	31 (10)	4	23	21		36	14	2
27	78	105	20(11)	2	18	14	1	46	12	2

(1)-3 生活衛生関係市町営業施設数

区分	理	美	ク (m		旅		館		公	衆浴場	出	常
	容	容	ルカーニー	ホテ	旅	簡易宿所	下	計	1	その	盐	設興
	所	所	ン ガ 所	ル	館	所	宿		般	他		行 場
市町名·年度			,, .									
五所川原市	109	213	50(21)	3	23	18		44	10	5	15	7
つがる市	63	76	25 (14)		8	1		9	12	4	16	2
鰺ヶ沢町	29	35	8 (3)	1	9	8		18	5	4	9	1
深浦町	27	25	2 (0)		12	15		27	4	4	8	
鶴田町	25	30	6 (2)		5	1		6	6	4	10	
中 泊 町	22	35	4 (1)		6	5		11	2		2	1
29	275	414	95 (41)	4	63	48		115	39	21	60	11
28	277	411	96 (41)	4	67	43	1	115	39	21	60	11
27	282	414	100 (44)	4	68	53	1	126	39	22	61	11

(2) 水道及び飲料水関係

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、 飲料水の衛生確保を図るため立ち入り検査を実施し、施設の適正維持管理の徹底及び 水質検査の励行について、監視指導を行った。

なお、飲用井戸については、営業許可台帳及び管内市町の協力を得ながら施設の実 態把握に努めた。

各種水道施設の状況

区分	上	簡	専	小坦	飲用	井戸	簡易	水小道規	
	水	易水	用 水	規 模 水	_	業務	易専用水	模受	計
市町名·年度	道	道	道	道	般	用	道	水槽	
五所川原市	2		1	16					19
つがる市	1		1	8					10
鰺ヶ沢町	1	*	1	12	41	19		2	76
深浦町	1			8	120	17	3	5	154
鶴田町	1			1		2	1	2	7
中 泊 町	1			1	88	9		4	103
29	7	*	3	46	249	47	4	13	369
28	7	*	3	46	259	43	5	13	376
27	7	3	3	46	258	43	13	14	387

注) 平成25年度から、飲用井戸及び簡易専用水道に係る事務が市に権限移譲され、更に平成28年度からは鰺ヶ沢町の3つの簡易水道が上水道に統合され、簡易専用水道に係る事務も権限移譲された。また、中泊町については、簡易専用水道に係る事務のみ権限移譲されている。

(3) 建築物衛生関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。

また、建築物清掃業及び建築物飲料水貯水槽清掃業等事業者の登録指導を行った。

(3)-1 特定建築物施設数及び監視指導件数

	*****		- 13 1 ///					
区分 市町名·年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	= -
五所川原市	1		8	5		3	3	20
つがる市			4(2)	1			1	6(2)
鯵ヶ沢町				1		2	1	4
深浦町				2				2
鶴 田 町			1	1				2
中 泊 町				1			1	2
29	1		13(2)	11		5	6	36(2)
28	1		13(2)	11		5(2)	6(1)	36(5)
27	1(1)		13(2)	10		5	6	35(3)

注)()内は監視指導件数である。

(3)-2 建築物衛生に係る登録営業所数

年度	建築物清掃業	建築物 空 環 境 測定業	建築物 気用 ダ清掃	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物排水管清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
29	9(3)	2(1)			8(1)	1(1)	2		22(6)
28	9(3)	2			8	1	2		22(3)
27	9(1)	2(1)			8(3)	1	2(1)		22(6)

注)()内は監視指導件数である。

(4) その他の施設関係

管内の学校プール以外の遊泳用プールは 9 施設、火葬場は 10 施設などとなっている。

市町名・年度	遊泳用プール	火 葬 場	墓地	納骨堂
五所川原市	5	3	165	3
つがる市	1	2	133	
鯵ヶ沢町	1	1	108	
深浦町		1	50	1
鶴田町	1	1	36	
中 泊 町	1	2	42	3
29	9	10	534	7
28	9	10	534	6
27	9	10	532	6

1-2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名·年度	焼却	埋却	設置年
五所川原市			
つがる市	1		昭和 61 年
鯵 ヶ 沢 町			
深浦町			
鶴田町			
中 泊 町			
29	1		
28	1		
27	1		

1-2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

(1) 温泉 (源泉) 及び利用施設の監視指導状況

年度 区分	合	計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備考
29		74	24	50	
28		70	16	54	
27		74	8	66	

(2) 温泉 (源泉) 数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	增掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請(利用許可)
	29	45	1(1)			5 (5)
五所川原市	28	47	1(1)		1(1)	
	27	47	1(1)		1(1)	2(2)
	29	27				
つがる市	28	27				2(2)
	27	27				
	29	11		1(1)		
鰺ヶ沢町	28	11			2(2)	
	27	11				
	29	13				
深浦町	28	14				
	27	14				
	29	16				
鶴田町	28	16				
	27	16				
	29	8				
中 泊 町	28	8				
	27	8				
	29	120	1(1)	1(1)		5 (5)
計	28	123	1(1)		3(3)	2(2)
	27	123	1(1)		1(1)	2(2)